

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会
会長 森 口 佳 樹

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市個人情報保護制度
の見直しについて（答申）

令和4年7月14日付け諮問第3号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問の概要

(1) 条例要配慮個人情報について

令和5年4月から改正施行される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正個情法」という。）第2条第3項において要配慮個人情報が規定されている。これに対応するものとして、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「現条例」という。）第8条第5項において個人の権利利益を侵害するおそれのあるセンシティブ情報を規定している。

その他、改正個情法第60条第5項の規定により、地域の特性に応じて、特に配慮を要するものとして条例要配慮個人情報を法施行条例で定めることができる。この条例要配慮個人情報について、法施行条例で定めるか。

(2) 個人情報ファイル簿以外の帳簿について

改正個情法第60条第2項において個人情報ファイルが、同第75条において個人情報ファイルについて必要事項を記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表が規定された。現条例では、第7条の規定により個人情報取扱事務登録簿を作成し公表しているところ、改正個情法第75条第5項で個人情報ファイル簿とは別の帳簿を法施行条例に規定できるものとなっていることから、個人情報取扱事務登録簿を当該別の帳簿として法施行条例で定めるか。

(3) 死者に関する情報の取扱いについて

現条例において、死者の名誉毀損、相続人等の権利利益の侵害のおそれから、死者に関する情報についても、個人情報に含まれるものとして保護が図られている。しかし、改正個情法においては、死者に関する情報の保護により、相続人や遺族等の権利利益を保護することまでを意図するものではないため、個人情報は「生存する個人に関するもの」に限られている。このことについて、個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図る必要があるか。

(4) 開示請求に係る不開示情報について

改正個人情報法第78条において、開示請求に係る不開示情報が規定されている。当該不開示情報について、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第6条の公開しないことができる公文書及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条の不開示情報と比較し、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして、法施行条例で定めるか。

(5) 開示等の請求に対する決定の期限について

開示等の請求に対する決定の期限について、現条例と改正個人情報法とで異なることから、改正個人情報法第108条の規定により、法施行条例に改正個人情報法の期限とは異なる期限を定めるか。

(6) 開示請求の手数料について

個人情報の開示に係る費用負担について、現条例第32条において、手数料は徴収せず、写しの作成その他交付に要する費用の負担を規定しているところ、改正個人情報法第89条第2項では、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないことが規定されている。

このことから、法施行条例に規定する当該手数料の額をいくらとするか。

(7) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

改正個人情報法第5章第5節において、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定が定められた。行政機関等匿名加工情報の利用のために利用契約を締結するに当たり、提案した事業者が納める手数料について、改正個人情報法第119条第3項及び第4項の規定により、実費を勘案して政令で定める額を標準として法施行条例で定める必要がある。

このことから、法施行条例に規定する当該手数料の額をいくらとするか。

(8) 個人情報保護審査会のあり方について

現条例の個人情報保護審査会においては、個人情報の開示等に対する審査請求、個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等の個人情報保護に関する重要な事項について、諮問を行っている。改正個人情報法では、第129条の規定により、審査会への諮問事項は「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と限定的になった。このことから、個人情報保護審査会のあり方をどのようにするか。

(9) 罰則について

改正個人情報法第8章に規定する罰則のほかに、統合が検討されている情報公開・個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるか。

2 審査会の判断

(1) 条例要配慮個人情報について

改正個人情報法の要配慮個人情報の範囲は、現条例のセンシティブ情報を包含している。また、条例要配慮個人情報として規定される内容としては、LGBTに関する事項や生活保護の受給等が想定されるとのことであるが、これらについては、和泉市特有の課題ではないことや条例要配慮個人情報として規定したとしても特に取得制限を設けられるものではないことから、市独自で新たに条例要配慮個人情報を法施行条例で定める必要性は乏しいものと考えられる。

以上のことから、法施行条例に規定しないことが適当である。

(2) 個人情報ファイル簿以外の帳簿について

個人情報取扱事務登録簿の役割は、個人情報ファイル簿で達成できるものと考えられ、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を併存させると、公表・閲覧する上で混同が生じるおそれがある。そして、事務単位での把握がこれまでより不明瞭になることについては、個人情報ファイル簿の利用目的の項目を詳細に記載することで対応できる。

また、500人以上を作成・公表の対象とする運用とするなど、公表するファイル簿の範囲を広げる余地があることから、利用者の閲覧を制限するものとはいえない。

以上のことから、法施行条例において個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を定める必要性は低いため、法施行条例で規定せずに、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象となる範囲を広げる運用をすることが適当である。

(3) 死者に関する情報の取扱いについて

改正個人情報法により、死者に関する情報の保護が大きく緩和されるものではないため、改正個人情報の趣旨に基づき、死者に関する情報の保護についての規定を条例等で別に定める必要があるとはいえない。

以上のことから、別の保護措置は設けないことが適当である。

なお、遺族による開示請求については、開示請求に係る情報が生存する遺族に関する個人情報として取り扱えるかを今後の国の運用・解釈に基づき個別に検討の上、対応する予定としている。生存する遺族に関する個人情報として取り扱うことができないものについては、必要であれば遺族に対する情報提供の制度を検討すべきである。

(4) 開示請求に係る不開示情報について

改正個人情報法と情報公開条例の不開示情報の規定において、不開示事項は同じであることから、不開示情報について、法施行条例には規定しないことが適当である。

もともと、改正個人情報法及び行政機関情報公開法と情報公開条例の規定の文言等が異なる部分があることから、情報公開条例の規定を改正個人情報法及び行政機関情報公開法の規定の文言と合わせるために、情報公開条例の一部改正を検討することが適当である。

(5) 開示等の請求に対する決定の期限について

過去3年度において、開示請求の決定期限を延長したのは1件のみで、これまでどおり15日以内の決定期限で十分対応可能であるとのことであり、また改正個人情報法の決定期限とする場合、現条例の期限から延びることになり住民サービスの低下になりうることから、現条例と同じ決定期限を法施行条例に規定することが適当である。

(6) 開示請求の手数料について

開示する個人情報に係る公文書の量にそれぞれ差があること、市民の自己情報コントロール権行使の障害となるおそれがあることから、一律の金額を手数料として規定することは、適当ではなく、現条例と同様に実費徴収とすべきである。

なお、情報公開制度も含め、実費相当額の徴収の規定については、時代に即した対応ができるようその細目を定めた規則の見直しを適宜行うべきである。

(7) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

政令で定める額の算定根拠と同様の考え方で、和泉市の人件費により積算した額を法施行条例に規定することが適当である。なお、人件費については数年ごとの見直しを行うことが望ましい。

(8) 個人情報保護審査会のあり方について

改正個人情報法により、典型的に個人情報保護に関する重要事項に係る諮問を行うことはなくなる

が、審査請求の附属機関として、また専門的な知見に基づく意見を述べる機関として設置することが必要である。また、審査会の効率的な運営を行う必要があること、国における審査会の体系に鑑み、情報公開・個人情報保護審査会条例を制定し、情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合した情報公開・個人情報保護審査会を設置することが適当である。

なお、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る専門的な知見に基づく意見を述べる機関として権限を持たせる必要性や、審査請求の手續として審理員の手續を除外していることに鑑み、行政不服審査会との統合は行わないことが適当である。

(9) 罰則について

国の情報公開・個人情報保護審査会においては当該審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則規定が存在するが、当該委員には常勤職員が含まれているのに対し、和泉市の情報公開・個人情報保護審査会委員は、特別職非常勤職員のみで構成される予定である。

地方公務員法において特別職非常勤職員が守秘義務違反に対する罰則の適用から除外されていること、また和泉市の条例で設置されている他の附属機関の委員においては当該罰則規定がないことから、和泉市情報公開・個人情報保護審査会委員に当該罰則を定めない方針であるという担当課の説明に一応の合理性は認められる。

しかし、一方で個人情報保護の重要性に鑑みれば、罰則については慎重に検討すべきであることから、当審査会委員に対する罰則を規定することの是非を当審査会が判断することは差し控えるものとする。

(10) おわりに

最後に、和泉市では平成11年に和泉市個人情報保護条例が制定され、個人情報保護制度の公正で適正な運営に取り組まれているが、今回の改正は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を目的とした改正個人情報法によりルールの一統化が図られたことによるものであるから、大幅な制度変更や新たな制度への対応が必要となっている。

今後、個人情報の取扱いの大部分は、改正個人情報法による運用がなされることとなるが、本答申をもとに条例の見直しや制度対応に取り組み、和泉市における個人情報保護制度のさらなる推進が図られることを期待するものである。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
令和4年7月22日	諮問書の受理 審査会招集及び審議 ・総務管財室からの説明 ・質疑応答
令和4年7月29日	審査会審議 ・質疑応答 ・答申案の審議
令和4年8月10日	実施機関へ答申